

# 3月24日(日)は 海田町議会議員一般選挙の 投票日です

問い合わせ  
海田町選挙管理委員会  
☎082182319202

海田町議会議員一般選挙が、3月19日(火)に告示されます。投票は、3月24日(日)7時から20時まで、町内7カ所で一斉に行われます。(投票所は、入場券で確認してください。)

## 立候補できる人

- 今回の選挙に立候補できる人は次の要件をすべて満たしている人です。
- 日本国籍を有していること
- 選挙の期日において満25歳以上であること
- 今回の選挙の選挙権を有していること
- 法律により立候補が制限または禁止されていないこと

## 投票できる人

平成25年3月18日現在で引き続き3カ月以上海田町に住所を有し(平成24年12月18日以前に海田町の住民基本台帳に記載された人)、かつ、投票日当日(期日前投票期間内に期日前投票をする人)は、その投票する日)まで引き続き海田町に住所を有している人で、投票日までに満20歳以上になる人(平成5年3月25日以前に生まれた人)です。

ただし、法律によって選挙権が制限されている場合を除きます。

## 町内転居された人

今回の選挙の選挙権を有する人で、平成25年3月12日以後に町内転居された人は、前住所の投票所で投票していただくことになりますのでご注意ください。

## 期日前投票について

仕事などいろいろな理由で当日投票に行けない人のために期日前投票の制度があります。期日前投票の期間などは、次のとおりです。

- 期間 ◆ 3月20日(水)～23日(土)
- 時間 ◆ 8時30分～20時
- 場所 ◆ 役場1階ロビー
- 持参物 ◆ 入場券(届いていれば)

投票日には20歳を迎えるが、投票日前において投票を行おうとする日にまだ19歳の人については、不在者投票になります。期間などは期日前投票と同じです。

期日前投票の際には「宣誓書」を提出していただく必要があります。宣誓書は期日前投票所でお渡ししていますが、町ホームページからダウンロードし、記入したものをもちいたいただくこともできます。

## 不在者投票について

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院などや他の市区町村で投票できる制度、身体障害者手帳などを有する人が自宅で投票できる制度(左表に当てはまる人が郵便投票証明書を海田町選挙管理委員会から交付された場合)がありますので、できるだけ早くご相談ください。

区分	障害の程度	障害の程度
身体障害者手帳を有する人	両下肢・体幹 移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓 呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳を有する人	両下肢・体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓 呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証を有する人	要介護5	

※上記に該当し郵便投票できる人で、下表にあてはまる人は、代理記載による投票を行うことができます。

区分	障害の程度	障害の程度
身体障害者手帳を有する人	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳を有する人	上肢または視覚	特別項症から第2項症まで

## 選挙公報

選挙公報を3月22日(金)付けの新聞(中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経)に折り込んでお届けします。新聞を購読していない人で必要な人は、選挙管理委員会にお申し出ください。なお、でき上がり次第、町ホームページに掲載するとともに、役場、保健センター、各公民館、図書館、ふるさと館、ひまわりプラザ、町民センター、福祉センターにも備え付けます。

## その他

入場券は、できるだけ早く選挙人のもとに届くよう郵便局と連絡を取っていますが、同一世帯の人の入場券が違う日に届いたり、返送されてくるものもあります。

選挙権があるのに入場券が届かない場合や入場券を紛失した場合でも投票できますので、直接投票所へ行ってください。選挙の公平を期するために、投票所誕生日(○月○日のみ)などをお尋ねしますので、協力ください。

**投票所案内**

※投票日24日(日)は、海田公民館、海田東公民館、ひまわりプラザが休館となります。

